まちづくりユニバーサルデザインガイドライン

岩手県県土整備部建築住宅課

〒020－8570　岩手県盛岡市内丸10番1号
TEL.019-629-5937　FAX.019-651-4160

ひとにやさしいまちづくりのホームページ
https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/machizukuri/index.html

いわてユニバーサルデザイン電子マップ
http://igis.pref.iwate.jp/udmap/

まちづくりユニバーサルデザインガイドライン
https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/tetsuzuki/1010362/1024142.html

まちづくり ユニバーサルデザイン ガイドライン

岩手県県土整備部

このデータ内には音声コードを記載しています。

目　次

Ⅰ　はじめに

まちづくりユニバーサルデザインガイドラインとは ････････03
いわての事情 ････････05
ガイドラインの構成と見方 ････････07
ユニバーサルデザインの7つの原則 ････････09

Ⅱ　単位空間等の設計

1　建築物（単位空間等の設計）

1-1 移動空間

敷地内通路 ････････11
駐車場 ････････15
建築物の出入口 ････････19
屋内の通路 ････････23
階段 ････････27
エレベーター ････････31
案内表示 ････････35
視覚障がい者誘導ブロック等・音声等による誘導設備 ････････39

1-2 利用空間

利用居室の出入口 ････････43
便所・洗面所 ････････47
客室 ････････53
浴室・シャワー室 ････････57
脱衣室、更衣室 ････････59
劇場、競技場 ････････61
店舗内部 ････････65
ベビー休憩室 ････････69
避難施設・設備 ････････71

2 道路

歩道 ････････75
立体横断施設 ････････77

3　市街地

公園 ････････79

Ⅲ　当事者参画

基本原則・企画 ････････83
準備・運営 ････････85

Ⅳ　参考資料

用語集 ････････87
シンボルマーク ････････89
索引 ････････91
写真の出典 ････････95

ひとにやさしいまちづくり
シンボルマーク

ひとにやさしいまちづくりシンボルマーク

「人」が楽しそうに街を歩いている姿とハートで、すべての人が自由に歩ける「やさしい街」を表現しています。「人」は「iwate」の頭文字を意味しています。

音声コード Uni-Voice（右下のコード）

このコードは、視覚に障がいのある人への情報提供を目的につくられた「音声コード」です。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリで書いてある内容を音声で聞くことが出来ます。

「まちづくりユニバーサルデザインガイドラインとは」

岩手県はひとにやさしいまちづくりへの県民全体の参画により、全ての人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会を目指す取組を進めています。そのためには、誰もが安全で快適に利用できる生活環境や社会環境を整えていくことが大切です。

このガイドラインは、そんな「ひとにやさしいまちづくり」を実現するために、建築主・利用者・設計者など多くの県民に向けて、施設整備の意義、設計のポイントなどをわかりやすく紹介するものです。より詳しい設計については、国が定めた設計標準について参照できるよう案内しています。

なお、本書は、法令で定められた設計基準ではなく、ユニバーサルデザインに基づいた理想的なまちづくりの一例を示しています。そのため、ガイドラインを満たしていないからといって整備できないわけではありません。しかし、県民一人ひとりが年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくるために工夫を重ねていくことは、とても重要なことです。

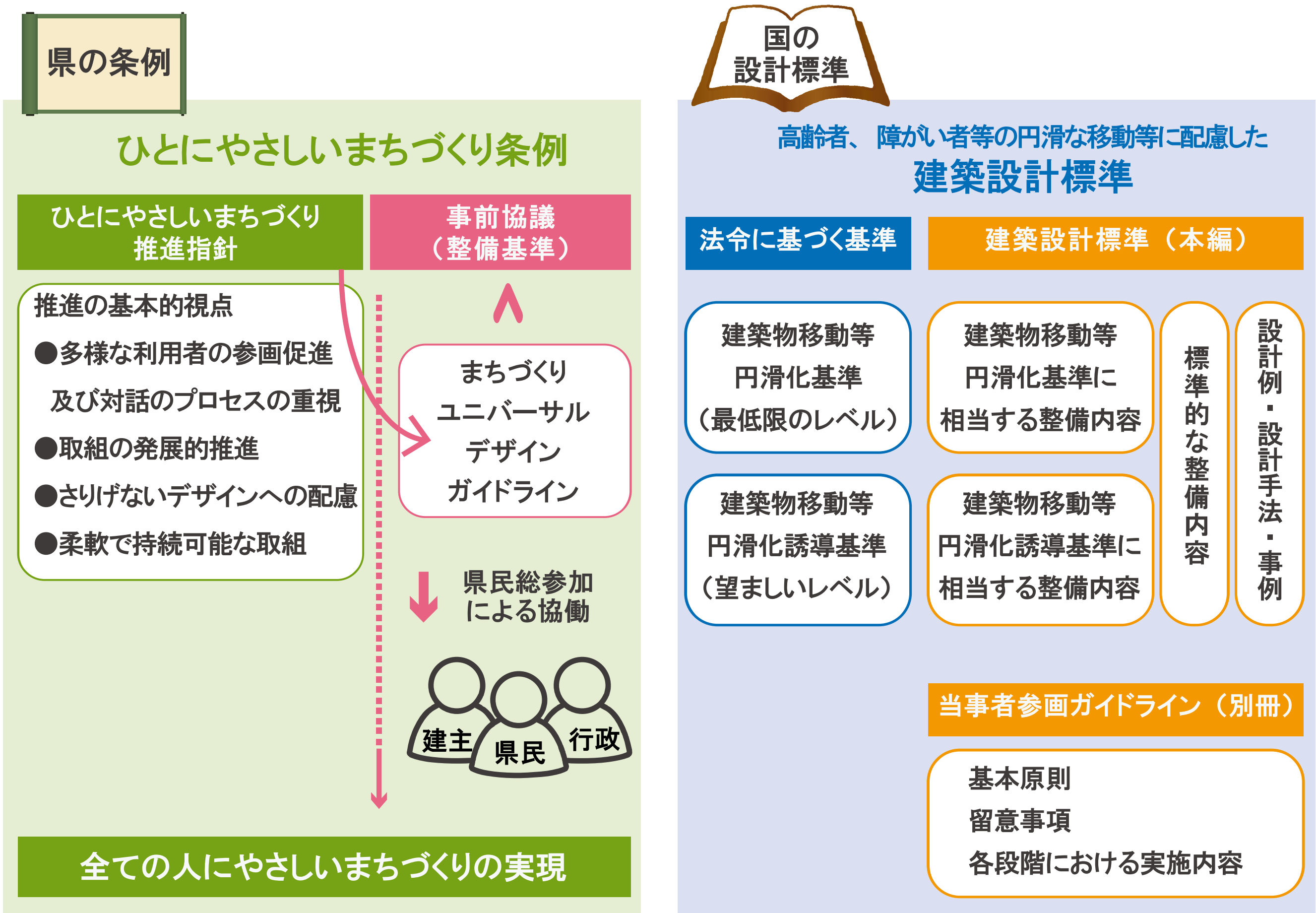

「今回の改訂の背景と目的」

近年の社会情勢の変化や価値観の多様化により、まちづくりに求められる視点も大きく変化しています。特に、ジェンダー、年齢、文化的背景などの違いを尊重し、全ての人が共に暮らせるインクルーシブな社会づくりへの関心が高まっています。

令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者による「合理的配慮」の提供が法的義務となりました。障がいのある人もない人も分け隔てなく暮らせる共生社会の実現に向けた取組が、全国的に進められています。

また、令和7年6月にはバリアフリー法の基準が改正され、トイレや駐車場、劇場等の客席に関する整備基準が強化されました。これらは、まちづくりにおいても「誰もが特別扱いされず、無理なく自然に利用できる社会環境」の整備が求められていることを示しています。

岩手県はひとにやさしいまちづくり推進指針を令和7年3月に改訂し、「インターセクショナリティ」の観点、「建設的対話」の実施、「当事者参画」を重視し進めていくこととしています。
今回のガイドライン改訂ではこれらの考え方を踏まえ、「全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』」の実現に向け、不特定多数の人が利用する施設について、最新の知見を反映した望ましい施設整備の在り方を示すよう見直すものです。

これにより、ユニバーサルデザインの視点からの施設整備の基本的な考え方と、その実現に向けた具体的なポイントを、よりわかりやすく示すことを目的としています。

「岩手県ひとにやさしいまちづくり推進指針」

目指す姿　ひとにやさしいまちづくりへの県民全体の参画により、全ての人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会

〈基本的な視点〉

- 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視
- 取組の発展的推進（終わりなき取組）
- さりげないデザインへの配慮
- 柔軟で持続可能な取組

【技術的基準　参考文献】
ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)

いわての事情 Q&A

（岩手県民へのアンケート調査等より）
ユニバーサルデザインという言葉は広く認知されていることがわかります。また、町の中でバリア（障壁）を感じる割合が増えており、その必要性が認知され、関心が高まっていることがうかがわれます。
特にトイレや移動経路の段差等に関心が高く、また、車いす使用者用駐車区画の利用について理解の促進も必要と考えられます。

Q.まちの中でバリア（障壁）を感じることは？

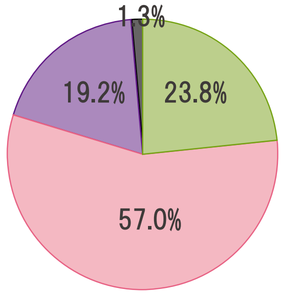

- よく感じる
- たまに感じる
- ほとんど感じたことがない
- 無回答

Q.まちの中でバリア（障壁）を感じた施設は？

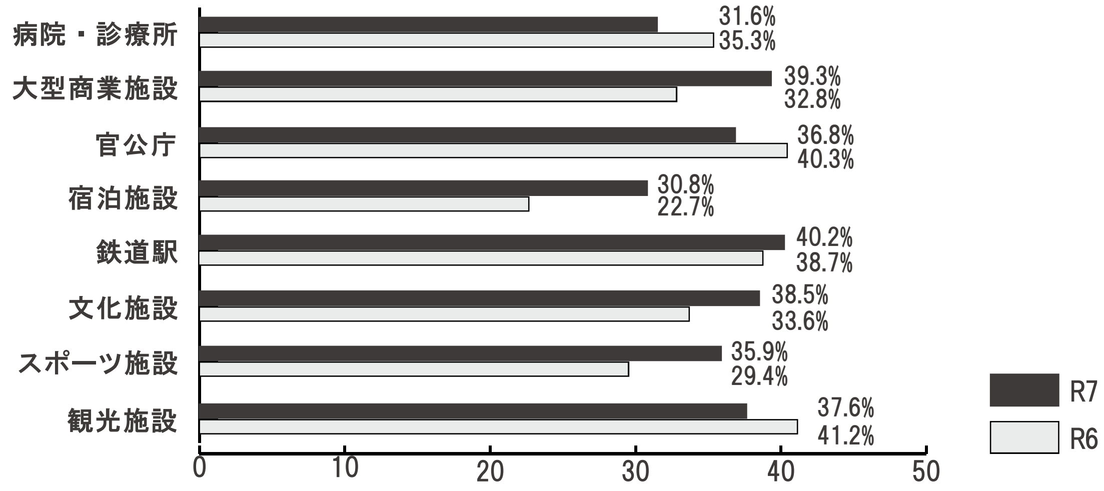

Q.ユニバーサルデザインってなぁに？

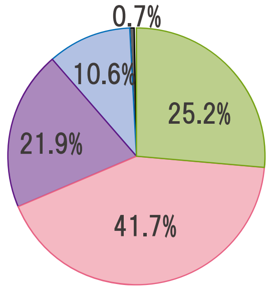

- 知っている・意味も理解している
- 知っている・なんとなく意味も理解している
- 聞いたことはあるが意味は知らない
- 知らない・全く聞いたことがない
- 無回答

出典：令和7年度　希望郷いわてモニターアンケート
「ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査結果」

Q.まちの中でバリア（障壁）を感じるのはどのようなこと？

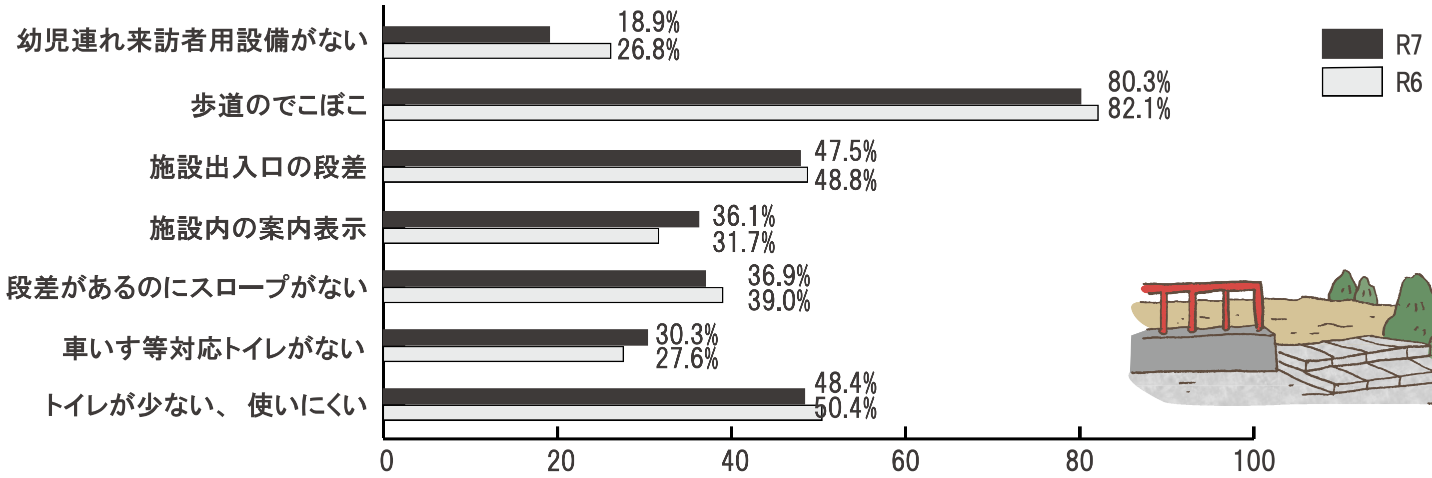

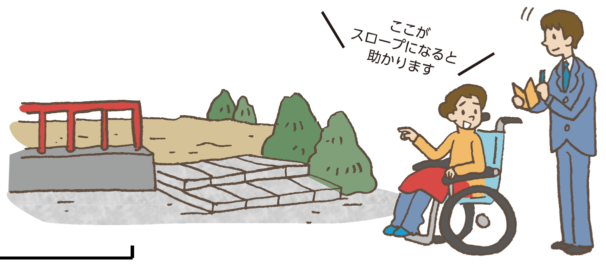

Q.障がい者はどのくらいいるの？

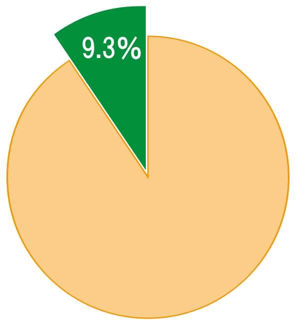

- 障がい者の総数
- 上記以外

人口の9.3%
およそ10人に1人の方が障がい（身体・知的・精神）を持っています。

出典：内閣府「令和7年版障害者白書」

Q.車いす使用者用駐車区画を利用しているひとは？

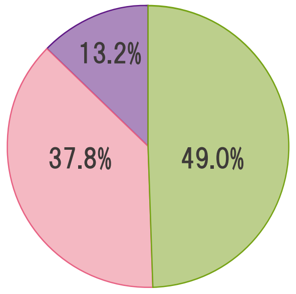

- 車いす使用者、歩行困難者などが利用している
- 歩行困難者とそのほかの方も利用
- 歩行困難者以外の方が利用
- 無回答

Q.車いす使用者用駐車区画が正しく利用されるために必要なことは？

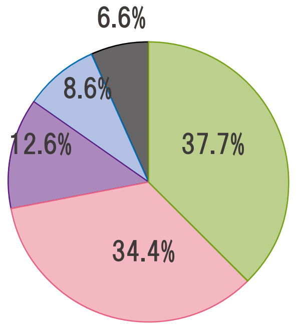

- 利用制度等の普及啓発
- 利用対象者説明看板の設置
- 罰則規定の設置
- 車いす使用者用駐車区画数を増やす
- その他

【技術的基準　参考文献】
令和7年度　第4回　希望郷いわてモニターアンケート
ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査結果

「バリアフリー」「インクルーシブ」は「ユニバーサル」となにが違うの？

ユニバーサルデザイン（UD）	意味	最初から「誰でも使いやすい」ように設計する考え方
	特徴	年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が同じものを使えるようにする
	例	段差のない入口 視覚的にわかりやすいピクトグラム 音声案内と文字案内の両立
バリアフリーデザイン（BF）	意味	今ある「障壁（バリア）」を取り除く考え方
	特徴	お年寄りや障がいのある人が使いにくい部分を改善し、使えるようにする
	例	階段にスロープを追加 手すりを設置 後からエレベーター新設
インクルーシブデザイン（ID）	意味	「多様な人を包み込む」デザイン。利用者の多様性を前提に、参加型で設計を進めるプロセス重視の考え方
	特徴	障がいのある人やお年寄りなど、さまざまな人の意見を取り入れて設計するプロセス重視
	例	設計段階から多様な利用者の意見を取り入れる 利用者の経験にもとづいた改善提案を盛り込む

ガイドラインの見方

みんなが使いやすい環境をつくるためのユニバーサルデザインの基本的な考え方のポイントを抑え、モデル事例や具体的な整備方法、事例写真などを示しています。

①施設整備の考え方
ユニバーサルデザインの基本的な考え方をポイントごとに整理し、モデル事例や具体的な整備方法、写真などで紹介。

②実際に困ったこと
お年寄りや障がいのある方から集めた声や経験を紹介し、どこに問題があるのかを分かりやすく提示。

③基本的な整備内容
理想的な環境を実現するための具体的な整備手法を分かりやすく説明。

④優良事例
県内および国内の先進的な取組を紹介し、整備の参考となるポイントを示す。

⑤ホンネ（コラム）
実際に利用した方々の「困ったこと」や体験談を掲載し、整備の重要性をリアルに理解できるように構成。

⑥参考文献
ガイドライン作成にあたり参考にした国の資料などを掲載。

ユニバーサルデザインの 7つの原則

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、すべての人が「個」として尊重され、利用しやすいようにデザインしていこうという考え方です。「みんなのためのデザイン」とも呼ばれています。

原則1 公平に使用できること

誰にでも使用しやすいこと

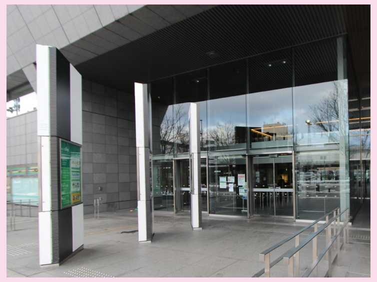

スロープが併設されたエントランス。

車いすの人やベビーカーを使っている人が気がねなく利用できるエレベーター。

公平性

原則2 使う上で、柔軟性があること

個々の好みや能力に応じて、使えること

大人も、子どもも使いやすい高さを選べる二段手すり。

利用者が移動手段を選択しやすいよう、エレベーター、エスカレーター、階段がまとめられている。

柔軟性

原則3 簡単ですぐ使えること

使う人の経験、知識、言語能力、集中力の程度に関係なく、わかりやすく使えること

文字・音声・点字により複数の感覚に訴える誰もがわかりやすい案内サイン。

言葉による説明がなくても直感的に理解ができる絵文字。（ピクトグラム）

使いやすさ

原則4 感覚で情報がわかること

使う人の知覚や環境条件に関係なく、必要とする情報を効率的に提供すること

トイレ内の上部に設けられた非常警報装置。（フラッシュライト）

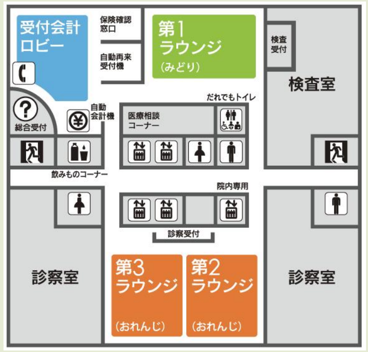

必要な情報だけを、色とピクトグラムで、わかりやすく、シンプルに表示した案内図。

わかりやすさ

原則5 エラーに対する許容性があること

思いがけず、意図しない行動によって起こされる危険を最小限にすること

杖の先や車いすのタイヤがはまらないよう、溝の幅を細かくした排水溝。

段差を認識しやすいようコントラストを付けた階段。

安全性

原則6 労力が少なくてすむこと

肉体的疲労が最小限に抑えられ、効率よく、楽に使えるようにすること

動作がシンプルで、少ない力でも開閉できる押しボタン式引き戸。

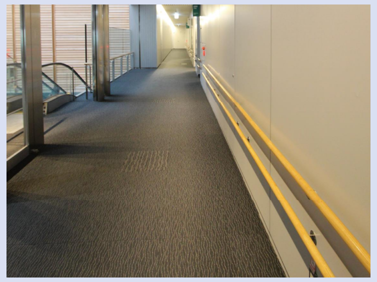

連続した手すり。

負担軽減

原則7 近づきやすく使用しやすい大きさと空間であること

使う人の体格、姿勢、運動能力に関係なく、近づきやすく、操作がしやすい大きさや空間にすること

車いすの人や介助が必要な人が、使いやすいよう大型ベッドを備えた広いトイレ。

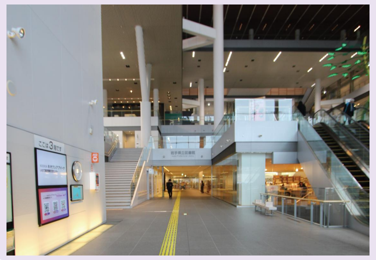

誰もが楽に通ることができる広い通路。

ゆとりある空間

【技術的基準　参考文献】
ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）P8